

信用事業強化計画

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の

再編及び強化に関する法律附則第 10 条第 1 項)

平成 28 年 4 月

宮城県漁業協同組合

目次

はじめに	1
1 信用事業強化計画の実施期間	2
2 信用事業指導契約の内容	3
3 損害担保契約の内容	4
4 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	4
(2) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策	7
(3) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	11
(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況	12
(5) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策	17
(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策	23
5 指定支援法人による優先出資の引受け等に係る事項	
(1) 社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会による優先出資の引受け等を求める額及びその内容・金額及び条件	27
(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	28
6 剰余金の処分の方針	29
7 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1) 経営管理体制	29
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制	30
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針	30

はじめに

当組合は、宮城県を事業区域とする漁業協同組合として、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による当組合の組合員の死者ならびに行方不明者数は 392 名に及び、当組合管内の水産業及び経済に甚大な被害をもたらしました。

当組合自身も東日本大震災に被災し、役職員 1 名が犠牲となったほか、店舗・施設等に甚大な被害を受けました。組合員・利用者の事業・生活基盤にも大きな被害が発生し、当組合信用事業にかかる経営基盤が著しい影響を受け、財務の状況を実に見通すことが困難な状況となっております。

かかる状況下、当組合は、東日本大震災以降、被災組合員等への貯金払戻しや借入金返済等にかかる相談対応等を適切に対応してまいりましたが、今後とも当組合の組合員・利用者である、地域の水産業者等の皆様に対して、これまで以上に適切に金融機能を発揮するため、資本増強を図る方針を決定し、農林中央金庫（以下、農林中金という。）の指導に基づき資本支援の要請を行いました。

当組合は、平成 24 年 3 月に 6,680 百万円の優先出資を発行し、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に引受けていただき、堅固な財務基盤を確保いたしました（社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構に対し、当組合が発行する優先出資の取得にかかる申込みを行い、当機構による一部買取りがなされております）。

これにより高い健全性を確保した財務基盤を後ろ盾として、その後も、被災者等への既往の貸出金にかかる返済猶予および条件変更ならびに漁業再開・生活再建等にかかる新規融資等の各種ニーズに対して的確に対応したほか、平成 23 年 5 月に新設した復興対策室を中心として、漁業の共同化の推進ならびに国および県等の補助事業活用サポート等により、組合員の早期事業再開を強力に後押しいたしました。

また、平成 25 年 4 月には事業運営態勢を事業本部制へ移行し、指導総務・信用共済・経済事業の各事業本部におけるスタッフ機能の強化ならびに専門性の向上を図り、事業間連携による相談機能の発揮等を通じて被災者の漁業再開・生活再建にかかる支援に向けた取り組みを進めて参りました。

このほか、店舗機能再構築を通じて可動式端末機、移動店舗車の配備および ATM の増設等により金融機能にかかる組合員の利便性維持・向上を図ったほか、県および関係団体等と連携し主要魚種を中心に県産水産物のブランド化ならびに海外輸出を含めた販路拡大等に対応してまいりました。

東日本大震災の発生から5年あまりが経過する中、このような取組みを進めてまいりました結果、漁船隻数は震災前の9割を超える水準まで回復し、宮城県内の水揚げ高は、震災以前のおよそ7割の水準にまで回復してきております。

当組合については、平成26年度決算において、震災直後86億円に達した被災債権が13億円にまで減少し、当組合の事業も回復が進み、人員削減等による経費削減効果等も相俟って、24年度以降は每期黒字を確保し、繰越欠損金を解消いたしました。

これもひとえに、震災直後の混乱期に当組合の財務基盤を支えていただきました一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会および農水産業協同組合貯金保険機構によるご支援・ご協力の賜物であり、国・宮城県等ほか関係団体等のご指導・ご協力と合わせ、衷心より感謝申し上げる次第であります。

一方、宮城県内の漁港の完全復旧は震災前の約32%に留まっているほか、東京電力福島第一原発事故による国内での風評被害や一部諸国における県産水産物の輸入禁止措置等、復旧・復興は着実に進んでいるとは言え、道半ばの状況にあると認識しております。

当組合についても、今なお事業再開・生活再建に至っていない組合員・利用者に対して、被災者支援等を継続していく必要があります、また財務・収支についても回復は進むものの、依然として、震災被害の影響が残る状況にあります。

このため、信用事業強化計画を継続し、掲げる諸施策について、当組合の経営理念「組合員の漁業の生産性・能率性の向上と、その事業の振興を図るとともに社会的地位を高める」に則して、役職員一丸となって取り組み、地域の漁業・水産業の復興ならびに金融機能の十全な発揮および安定的業務運営にかかる盤石な財務基盤の確立に向けて、当組合の総力を挙げて実践してまいります。

1 信用事業強化計画の実施期間

当組合は、法附則第3条第1項第1号の規定に基づき、平成28年4月から平成33年3月までの信用事業強化計画を実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく主務大臣に報告をいたします。

2 信用事業指導契約の内容

当組合は、農林中金と、法附則第3条第1項第2号に定める信用事業指導契約を次のとおり締結しております。

- (1) 農林中金は、法附則第4条第2項により主務大臣に提出した当組合にかかる信用事業強化指導計画に基づき、被災債権の管理及び回収に関する指導その他当組合の信用事業の強化のために必要な指導及び助言（以下「信用事業強化指導等」という。）を行うものとし、当組合は、当該信用事業強化指導等に基づき適切に信用事業を行うものとする。
- (2) 農林中金は、当組合の信用事業強化計画が円滑かつ確実に実施されるよう、次の内容の信用事業強化指導等を実施するものとする。
 - a 信用事業強化計画に基づく各施策の実施状況及び実績の把握ならびに地域水産業者への円滑な資金提供や金融サービスの充実に向けた指導・助言
 - b 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営を確保するための指導・助言
 - c 被災債権の管理及び回収にかかる指導・助言
- (3) 農林中金は、当組合から次のとおり報告を受けるものとする。
 - a 農林中金は、毎四半期終了後に、当組合の信用事業強化計画の進捗状況等を確認し、その結果等を踏まえて当組合に対し必要な指導・助言を行うものとする。
 - b 当組合は、「JFマリンバンク基本方針」に定める報告のほか、農林中金から、その業務及び財産の状況につき必要な報告を求められた場合は、その求めに応じ必要な報告を行うものとする。
 - c 当組合は、財産、経営、業況に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、直ちに農林中金に対し報告し、必要な指導・助言を受けるものとする。
- (4) 本契約は、契約締結の日（社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会による当組合が発行する優先出資の引受けにかかる払込期日とする。）から効力を有し、当組合が法附則第16条第3項の認定または附則第17条

第2項の認定のいずれかを申請した日までの間に限り、その効力を有するものとする。

3 損害担保契約の内容

当組合は、損害担保契約（法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。）を行っておりません。

4 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

a 宮城県沿岸部の経済情勢

宮城県は、海岸線が約828kmに及び、中央部に突出する牡鹿半島によって南北に両分され、北は三陸リアス式海岸、南は平坦な砂浜海岸により仙台湾を形成しております。そのため、牡鹿半島以北では岩礁域に富み、魚介藻類を多産するほか、小湾が数多く存在し急深であるため良港が開けているとともに、小湾利用の養殖業が営まれております。

一方、牡鹿半島以南は松島湾を利用した養殖業ならびに広大な仙台湾での漁船漁業が営まれております。また、本県沖合海域は、寒暖流が交錯し多種多様な水産資源の生産性が特に高く、金華山・三陸沖漁場は世界三大漁場として知られております。漁港においても塩釜、石巻、気仙沼の特定第3種漁港をはじめ142の漁港と10の産地魚市場があり、金華山・三陸沖漁場や沿岸漁場等の好漁場から水揚げされる多種多様な魚介藻類と多様な水産加工業の発達により、本県の水産業は全国有数のものとなっております。

震災前の平成20年度の本県の水産・養殖業の生産は約379千トンとなっており、北海道に次ぐ全国第2位の漁獲量で、養殖業ではかきが全国2位（45千トン）、ぎんざけが全国1位（13千トン）、わかめが全国2位（17千トン）。漁船漁業ではさんまが全国2位（50千トン）、かつおが3位（33千トン）と全国有数の生産量であり、水産加工品では「笹かまぼこ」等のねり製品が全国有数の生産量となっております。水産物のブランド化にも注力しており、「みちのく寒流のり」「伊達のぎん」（ぎ

んざけ)「三陸塩竈ひがしもの」(生鮮まぐろ)「金華さば」等旬の味として全国に発信しております。

東日本大震災により本県漁業・水産業は甚大な被害を受けましたが、その後の早期漁業再開に向けた取組み等により、平成 26 年の生産量は 26 万トンと平成 20 年の約 7 割の水準まで回復しております。

このように本県沿岸部は全国でも有数の水産業の集積基地であり、県内唯一の信用事業実施漁協である当組合は、県内沿岸漁業・養殖業者のメインバンクとして、地域経済を支える重責を担っているものと認識しております。

b 東日本大震災による影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生しました東日本大震災により、東北・関東の広域が被災し、特に当組合管内の宮城県沿岸部においては、人的被害のほか、様々な社会・生活インフラ、生産・営業施設、物流ネットワーク等が過去にない規模の甚大な被害を受けました。

宮城県によると、農林水産関係の被害額は 1 兆 2,952 億円、公共土木施設の被害額は 1 兆 2,568 億円、住宅被害額は 5 兆 904 億円(いずれも 27 年 9 月 10 日現在)などであり、県全体の被害総額は 9 兆 2,275 億円にのぼりました。

宮城県沿岸部では、復旧事業の進展に伴い漁業生産活動が相当程度再開されたものの、住宅再建や用地嵩上げ工事等は依然道半ばであり、当組合管内の組合員・利用者の経営にも少なからず影響が残っている状況であります。

加えて、東京電力福島原発事故による放射能被害の長期化や風評被害が収束を見せないことから、これまで以上に金融機能の発揮し、引き続き組合員・利用者への復興支援を強化・継続していくことが求められていると認識しております。

c 水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための基本的な取組姿勢

(a) 基本的な取組姿勢

当組合は、当組合管内が直面している東日本大震災後の社会経済情勢、及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「金融円滑化法」という。)の趣旨等を踏まえ、

被災地域の漁業協同組合として、組合員・利用者の皆様からの声に丁寧な耳を傾けながら、組合員・利用者の皆様にとって最適な金融機能の提供に努め、地域漁業・経済の活性化に向けて、真摯に取り組んでまいります。

なお、地域漁業・経済の活性化については、当組合として主体的に取り組んでいくことはもちろんのことですが、宮城県・市町等の行政機関、農林中金・全国漁業協同組合連合会等の系統団体等と、連携して取り進めていくことといたします。

(b) 水産業者に対する相談機能の発揮

東日本大震災により被災された組合員・利用者においては、水産業施設の大規模な損壊・流失や東京電力福島原発事故に伴う風評被害等、かつて経験したことのない極めて厳しい現実に直面いたしました。

そのような中、当組合では平成 23 年 4 月と平成 23 年 8 月の 2 度にわたり 10,000 余人の組合員原則全員を対象とした面談調査ならびに平成 24 年度から毎年組合員復旧状況調査を実施し、今後の漁業再開に向けた相談、ニーズ把握等を実施いたしました。これらの調査結果を踏まえ、公的金融制度等も活用しながら、安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことで、地域漁業の復旧・復興に向けて取り組んでまいりました。

今後についても、これまでと同様、相談機能を通じて、地域漁業の復旧・復興に取り組んでまいります。

(c) 地域再生への積極的参画

宮城県沿岸部は全国でも有数の水産業の集積基地であり、水産業は地域の主力産業であります。当組合管内の水産業の復興が地域の活性化と直結することから、当組合は、漁業協同組合としての情報集積機能を発揮して、地域住民や漁業者・組合員の復興に資するニーズを確実に取り込みつつ、宮城県ならびに市町や系統諸団体との連携を密にして、様々な公的支援策も活用し、組合員・利用者の漁業復興支援に取り組むことを通じて、地域経済の復興と活性化に取り組んでまいりました。

今後についても、これまでと同様、組合員・利用者のみならず地域の活性化に向けても取り組んでまいります。

(2) 水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策

a 水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(a) 東日本大震災前の体制

当組合は、主に漁業者を中心とした地域の皆様が組合員となり、相互扶助を共通理念として運営される協同組織であることから、地域金融機関として、漁業をはじめとする地域経済の発展に資するべく取り組んでまいりました。

主な信用店舗（本所・総合支所・為替取扱支所 11 店舗）には融資担当者を重点的に配置（総勢 26 名）するほか、その他の支所においても支所長が中心となり他事業部（経済事業部等）と連携のうえ、組合員・利用者のニーズにあわせた相談対応を行ってまいりました。また、本所信用共済部門には、漁業融資の様々なニーズに対応できる「漁業金融相談員¹」を 1 名配属し、各融資担当者の訪問活動や資金対応にかかる相談等に対してサポートを行ってまいりました。

また当組合は、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域の組合員・利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を重要な役割のひとつと認識しており、「金融円滑化にかかる基本の方針」を制定し、信用供与の円滑化を適切に推進するための体制を整備してまいりました。

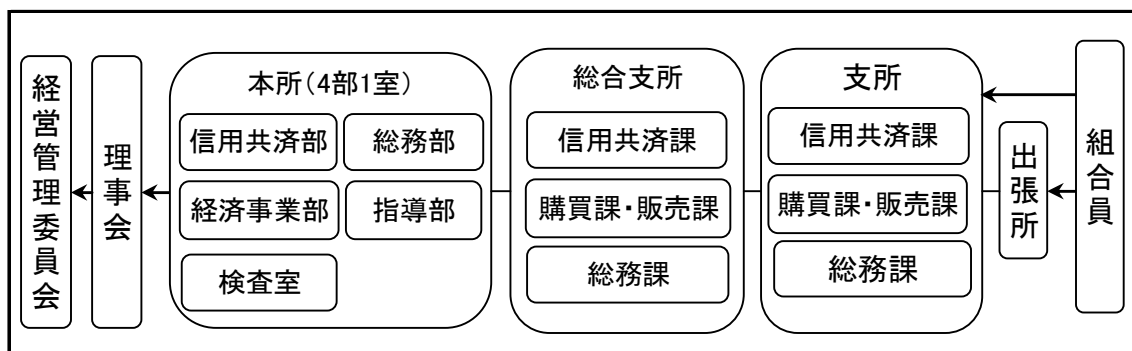
金融円滑化にかかる基本の方針（概要）

- 1 新規の融資・借入条件の変更等の申込みに対する、柔軟な対応
- 2 組合員・利用者の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規の融資・借入条件の変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規の融資・借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制整備

¹【漁業金融相談員】

漁協系統全体の取組みとして、漁業金融の円滑化を図ることを目的に、各県において漁業金融の中核を担う人材を漁業金融相談員として指定しています。全国漁業協同組合連合会及び農林中央金庫は、全国の漁業金融相談員のスキルアップ、漁業金融相談員間の情報共有等を兼ねた「全国漁業金融相談員会議」を開催しており、当組合の漁業金融相談員も同会議に参加しております。

＜東日本大震災前の事業運営体制＞



(b) 東日本大震災直後の体制

東日本大震災直後は、地域のライフラインが完全にストップしたうえ、当組合の通信機能や移動手段が完全に麻痺いたしました。本所の電気が震災12日後に復旧しシステムが稼動したものの、役職員は支所の流失等により、まずは組織体制の復旧に注力せざるを得ない状況にありました。そのような中でも、貯金業務については、震災後次営業日である3月14日から被災を免れた4店舗（本所・塩釜総合支所・唐桑支所・気仙沼地区支所）において、被災された貯金者を支援するべく、貯金の便宜支払い対応を行ったほか、通帳・証書やキャッシュカードの弾力的かつ速やかな再発行に努めました。

貸出業務では、貸出金の償還猶予を柔軟に対応するため、4月5日開催の経営管理委員会において「震災に伴う貸出金の対応について」を決議し、債務者からの申出・面談により自動引落を停止する等の償還猶予・期限延長を柔軟に対応してまいりました。

＜貯金の便宜支払い件数（震災以降累計）＞

	件数	金額
本支所合計	2,041件	194,151千円

＜通帳・証書・キャッシュカードの再発行（震災以降累計）＞

	通帳	証書	キャッシュカード
本支所合計	10,469冊	3,868枚	374枚

(c) 現在の体制

地域漁業の早期復興ならびに組合員の早期漁業再開に向けた企画・立案を専門に行う部署の必要性から、平成23年5月にスタッフ13名により復興対策室を設置するとともに、平成24年3月の震災特例優先出資受入れに伴って策定した経営改善計画および信用事業強化計画の進捗管理を行うための部署として、平成24年7月に経営統括室を設置いたしました。

東日本大震災により甚大な被害を受けた多数にのぼる組合員・利用者に対し、協同組合金融機関としてこれまで以上にそのニーズを的確に把握し、迅速かつ丁寧な対応を進め、健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域の組合員・利用者に対して、より一層貢献していくためには抜本的な事業運営体制の見直しが必要との認識から、平成25年4月に、これまでの支所を中心とした分散型の事業運営体制を事業本部制に移行し、現在に至っております。

具体的には、経済事業本部、信用共済本部および指導総務本部の各事業本部に人員・機能を集約するとともに、専門性を高めた人材を総合支所単位で配置し、組合員・利用者のニーズ等への対応力強化を図りました。

信用共済部門においては、組合員等の事業再開に向けた復旧支援および経営指導とともに、必要な資金ニーズに的確に対応するため、漁業金融相談員の育成・増員（1名から5名）を図り、気仙沼、石巻および塩釜の各総合支所ならびに本所に配置し、融資担当者の訪問活動ならびに資金対応にかかる相談へのサポート等を通じて、相談機能の質的向上ならびに当組合管内における一層の金融円滑化を図っております。

加えて、震災以降今もなお仮設住宅等での生活を余儀なくされている組合員・利用者が存在していることから、利便性の維持・補完のため、特定の曜日に営業する店舗（以下、「曜日限定店舗」という。）の導入ならびに移動店舗車による仮設住宅等への巡回営業のほか、ATMの増設も進めております。平成27年9月末現在、為替店舗4店舗、曜日限定店舗16店舗、移動店舗車1台、ATM13台にて事業展開しております。

支所については、震災により多くの店舗が滅失したものの、現在では仮設店舗も含め28店舗の体制で、各地区の実情・実態等を踏まえつつ組合員・利用者への機能提供を行っております。

また、協同組合金融機関としての特性を生かし、信用共済部門と経済事業部門との連携を深め、経済事業部門で把握している設備・資材購入ニーズならびに運転資金等の資金需要を信用共済部門と共有することに

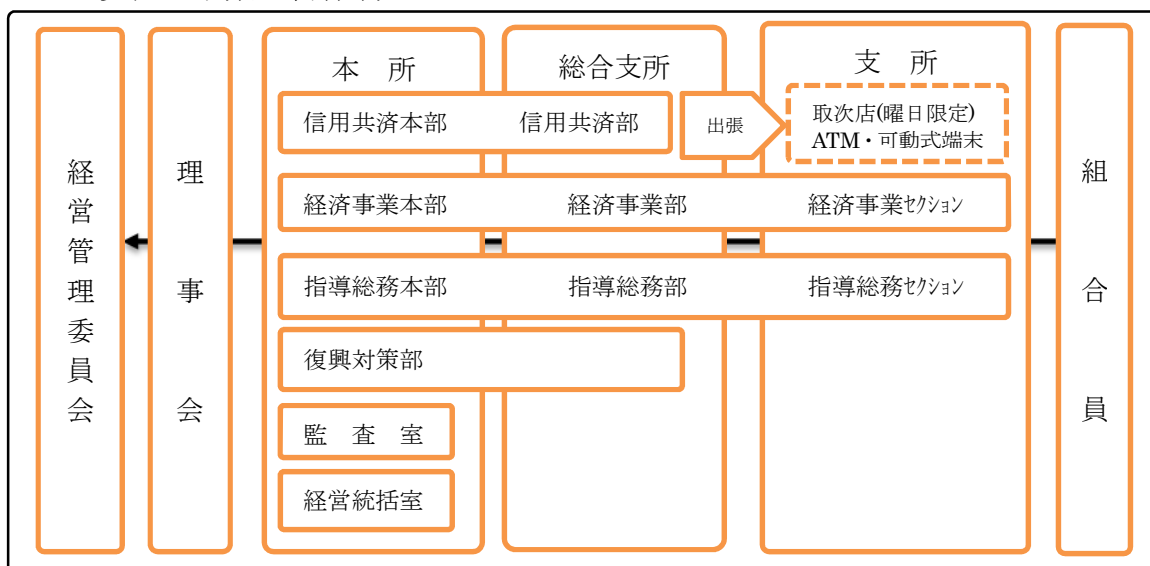
より、タイムリーに資金対応を行う等、組合員・利用者のニーズに応える態勢として事業間連携の強化を図っております。

(d) 今後の体制

基本的には現行の事業本部制による事業運営を進めてまいりますが、一層の事業推進強化を図るうえで、総合支所の機能・役割等の見直しならびに本所による支所への指導・サポート機能の充実等、一体的事業運営の高度化に向けて不断に検討・実践していく必要があると認識しております。

組織および体制等に関する検討の場として、経営管理委員および理事等を構成メンバーとする「組織経営改善検討委員会」を必要に応じて設置することとしており、上記課題も含め適切に対応してまいります。

<現在の事業運営体制>



b 信用供与の実施状況を検証するための体制

当組合では、組合員・利用者に対する信用供与の実施状況を検証するにあたり、定期的かつ階層別に情報を共有し、以下のとおり進捗管理を行うほか、組織体制の再構築に向けた取組みを行っており、今後も継続してまいります。

(a) 実務者会議での進捗管理

組合員・利用者向け融資及び東日本大震災の復興支援等を積極的に推進するため、総務担当部門を責任部門として、信用担当部門や復興

対策部門などが参画する実務者会議を月次で開催し、理事会において十分な検討などができるよう、信用事業強化計画の進捗状況の検証作業や取りまとめ作業等を行っております。

(b) 理事会での進捗管理

理事会では、実務者会議での検証結果報告等に基づき、月次で信用事業強化計画の進捗を管理・指導しております。

また、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗い出し・改善策の検討等を行い、以降の推進策に反映しております。

(c) 経営管理委員会での進捗管理

経営管理委員会では、理事より原則毎月、信用事業強化計画の進捗状況の報告を受け、その進捗状況について管理してまいります。

また、経営管理委員会が、当組合の業務の基本的な方針を検討するにあたっては、信用事業強化計画の進捗状況等を十分勘案のうえ、適時適切に必要な見直し等を実施しております。

(3) 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の水産業者需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

当組合では、担保または個人保証に過度に依存しない融資を推進するため、次の取組みを行っており、今後も継続してまいります。

a 設備資金等新規需資の対応

原則、無担保・無保証人で対応可能な、「漁業近代化資金」、「東日本大震災水産業災害対策資金」（県単制度資金）、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」（当組合独自資金）、「農林漁業セーフティネット資金」（日本政策金融公庫）などの震災特例融資制度を積極的に活用した資金対応を行っております。

b 負債整理資金の対応

漁業信用基金協会と連携し、「漁業経営維持安定資金」、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」を積極的に活用し、原則、無担保・無保証人で対応可能な貸付への既往債務の借換を推進しております。

<主な資金内容について>

資金名	用途	貸出期間	限度額	備考
漁業近代化資金 (制度資金)	設備資金	23年以内 (据置6年以内)	事業費の80% (原則)	一定期間実質無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付
東日本大震災水産業災害対策資金 (県単制度資金)	設備資金 運転資金	13年以内 (据置5年以内)	被害額の100% 又は1,000万円	実質無利子(基準金利2.75%のうち県・市町2.00%、農林中金0.50%、当組合0.25%を負担)
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金 (当組合独自資金)	設備資金 運転資金 負債整理資金	23年以内 (据置22年以内)	設備投資等の100%、負債整理は旧債元金の範囲内	1.55%(H27/9月時点、基準金利3.55%のうち農林中金0.50%、当組合1.50%を負担)
農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金)	長期運転資金	13年以内 (据置6年以内)	1,200万円	一定期間実質無利子(最長13年) 無担保・無保証人貸付
漁業経営維持安定資金 (制度資金)	負債整理資金	18年以内 (据置6年以内)	負債額の範囲内	一定期間実質無利子(最長18年) 無担保・無保証人貸付

<主な資金の対応実績について(震災発生～平成27年9月末)>

資金名	件数(件)	金額(百万円)
漁業近代化資金	345	12,752
東日本大震災水産業災害対策資金	0	0
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	54	1,158
農林漁業セーフティネット資金	886	7,544
漁業経営維持安定資金	38	601
計	1,323	22,055

(4) 東日本大震災の被災者への信用供与の状況

a 被災者向け債権の状況

当組合におきましては、東日本大震災後の平成23年4月と平成23年8月の2度にわたり10,000余人の組合員原則全員を対象として、被災

状況・漁業経営継続意思等の確認調査を行い、この調査結果をベースに、当組合のすべての債務者を対象に被災債務者に対する信用供与の状況把握も行ってまいりました。

調査の結果、当組合の平成23年9月末の貸出金は1,007件、9,757百万円、その内、東日本大震災の影響を少なからず受けていると想定される債務者に対する貸出金は1,004件、8,569百万円となり、金額ベースで87.8%となっております。なお、地方公共団体向け貸出金を除いた場合には、貸出金残高8,923百万円に対し、7,735百万円と、被災債権の割合は86.7%に達しておりました。

これら被災債権については、関係部署および関係団体が連携した相談機能の発揮等を通じて対処してきた結果、平成27年9月末時点で90先・1,282百万円まで減少しております。

今なお被災債権となっている債務者については、過半が漁業に従事しているため、漁港や魚市場の復旧等と漁業再開が深く関係しているとともに、居住用地の整備遅延等に伴い生活再建が依然万全ではないことによるものが大半であることから、復旧・復興の進捗状況等を勘案しつつ、引き続き相談機能の発揮等により適切に対応してまいります。

<被災債権の内訳>

【貸出先別】

(単位：百万円)

	平成23年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高		平成27年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高	
		先数		先数		先数		先数
組合員	4,880	885	4,880	885	10,475	374	912	78
業種別漁業協同組合 水産加工業協同組合	2,038	9	2,038	9	1,522	7	278	3
その他 (水産加工業者等)	2,839	113	1,651	110	4,428	102	92	9
合計	9,757	1,007	8,569	1,004	16,425	483	1,282	90

【使途別】

(単位：百万円)

	平成23年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高		平成27年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高	
		先数		先数		先数		先数
設備資金	4,926	519	4,605	517	13,284	237	970	63
運転資金	3,549	95	2,682	94	1,656	69	55	15
生活資金	1,136	390	1,136	390	1,223	143	256	20
うち住宅ローン	866	80	866	80	1,183	85	254	18
その他	146	69	146	69	262	116	1	2
合計	9,757	1,073	8,569	1,070	16,425	565	1,282	100

※貸出金残高と被災債権残高にかかる先数が異なるのは、複数の資金
使途で貸出金を対応する組合員・利用者等がいるため。

【業種別】

(単位：百万円)

	平成23年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高		平成27年9月末 貸出金残高		うち 被災債権残高	
		先数		先数		先数		先数
農林水産業	6,888	893	6,888	893	12,470	394	1,230	85
製造業	842	12	842	12	44	3	38	2
金融・保険・サービス業	867	1	0	0	867	1	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1,160	101	839	99	3,044	85	14	3
合計	9,757	1,007	8,569	1,004	16,425	483	1,282	90

＜主要な水産業関係の貸出金残高：漁業種類別＞

(単位：百万円)

	平成23年9月末 貸出金残高	うち 被災債権残高	平成27年9月末 貸出金残高	うち 被災債権残高
海面漁業	1,158	1,158	1,132	259
海面養殖業	2,025	2,025	1,237	677
その他漁業	844	792	167	0
漁業関係団体	2,543	2,543	8,561	0
合計	6,570	6,518	11,097	936

<主要な水産業関係の貸出金残高：資金種類別>

(単位：百万円)

	平成23年9月末 貸出金残高	うち 被災債権残高	平成27年9月末 貸出金残高	うち 被災債権残高
プロパー資金	3,845	3,833	1,894	510
水産制度資金	2,725	2,685	9,203	426
うち漁業近代化資金	1,078	1,038	7,440	3
うちその他制度資金	1,647	1,647	1,763	422
合計	6,570	6,518	11,097	936

b 被災者に対する条件変更等の対応状況

当組合では管内の被災状況等を鑑み、返済猶予に弾力的に応じる方針を策定し、迅速に対応してまいりました。この結果として、平成 23 年 12 月末までの間に、354 先、3,994 百万円の返済猶予を受け付けました。

また、期限延長等の条件変更要請を受けた組合員・利用者に対しては、最長 3 年間の元金据置きや最終期限の延長をできるものとし、平成 27 年 9 月末現在で累計 88 件・2,642 百万円の条件変更に対応いたしました。

残る組合員・利用者の条件変更等につきましても、順次、組合員・利用者の状況に応じた手続を進めてまいります。

その他、当組合では私的整理ガイドラインの担当者を設置し、相談・申請サポート体制を整えております。

<約定返済を一時停止している債務者数及び当該債務者向け債権額>

	平成23年12月末		平成27年9月末	
	債権者数(先)	債権額(百万円)	債権者数(先)	債権額(百万円)
事業資金	213	3,470	1	1
うち運転資金	36	1,020	1	1
うち設備資金	177	2,450	0	0
生活資金	105	438	2	4
うち住宅ローン	26	339	1	2
その他	36	86	1	2
計	354	3,994	4	7

<条件変更契約を締結した貸付債権の数及び当該債務者向け債権額>

	平成23年12月末		平成27年9月末	
	貸付債権の数	債権額(百万円)	貸付債権の数	債権額(百万円)
事業資金	10	441	67	2,422
うち運転資金	4	324	40	1,953
うち設備資金	6	117	27	469
生活資金	1	11	19	218
うち住宅ローン	1	11	19	218
その他	0	0	2	2
計	11	452	88	2,642

c 被災者に対する新規融資の実績

当組合では、東日本大震災以降、地域の復旧・復興状況等が見通せない中ではありますが、組合員や利用者の事業基盤・生活基盤の維持や、早期の漁業再開に向けた融資を行ってまいりました。

特に、漁業資金につきましては、組合員・利用者が円滑に漁業を再開できるよう、漁船資金・当面の運転資金等に応じてきております。結果、平成27年9月末時点では農林漁業セーフティネット資金などを中心に、1,382件・22,219百万円の融資実績となっております。

今後についても、組合員・利用者の事業基盤・生活基盤の復旧・復興に向けて、これまでと同様に取り組んでまいります。

<新規融資の実績>

資金名	相談受付件数		うち実行件数	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
農林漁業セーフティネット資金	886	7,544	886	7,544
漁業近代化資金	355	12,831	345	12,752
漁業経営維持安定資金	38	601	38	601
東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金	54	1,158	54	1,158
マリン・スポットローン	61	167	59	164
合計	1,394	22,301	1,382	22,219

(注)上記は、東日本大震災以降から平成27年9月末までの融資実績。

(5) 東日本大震災の被災者への支援をはじめとする被災地域における復興に資する方策

a 復興基本方針の策定及び復興対策室の設立

当組合では、震災直後の平成23年3月14日には、当組合内に「東日本大震災被害対策本部・支所」を設置したほか、震災復興にかかる基本方針を示した「JFみやぎ漁業復興基本方針」を策定（平成23年4月27日経営管理委員会決定、7月21日に追加方針策定）して、国・宮城県等の補助事業を活用した組合員の早期再建や資金対応、事業運営体制の見直し等を通じた当組合の再建に取り組むこと等を方針として明確にいたしました。

以上の方針に沿った組合員の再建支援・資金対応や当組合の経営再建等の取組みを進めるため、平成23年5月11日には組合員の漁業の早期再開と新たな漁業づくりを専門的に行う部門としてスタッフ13名の復興対策室を設立しております（平成27年9月末時点でスタッフ12名）。

b 被災地域の復興支援にかかる取組み

(a) 漁業の早期復興に向けた取組み

ア 基本的な考え方

当組合管内では漁業の復興が地域の復興に直結することを踏まえ、漁業の早期復興を通じて、被災地域の復興に貢献してまいります。

イ 漁業再開・継続に向けた相談への対応

当組合はこれまでの取組みとして、被災した組合員の被害状況、漁業再開・継続意思等を把握するため、復興対策室が中心となり、平成23年4月と平成23年8月の2度にわたり10,000余人の組合員原則全員を対象とした面談調査ならびに平成24年度から毎年組合員復旧状況調査を実施いたしました。その中で漁業再開・継続の意思がある組合員に対しては営漁にかかる計画の策定支援を実施、漁業再開のための相談を受けるとともに、組合員の設備投資ニーズ等を把握し、事業面での支援に取り組んでいます。

今後についても、組合員の漁業再開等に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

ウ 漁業再開に向けた枠組み整備・公的支援活用サポート

上記により組合員のニーズを把握したうえで、組合員が早期に漁業を再開できるよう、国が措置した各種の漁業復興に向けた支援策を極力活用することとし、水産庁の「水産復興マスタープラン」における「漁船・漁具等の生産基盤の共同化・集約化を推進する」との基本方針に沿ったかたちで、組合員による漁業の共同化を推進しております。

具体的には、組合員が国の「共同利用漁船等復旧支援対策事業²⁾」を活用するにあたり、共同事業の実施主体として組合員のグループが設立した漁業生産組合、「宮城県北部施設保有漁業協同組合」、「宮城県中部施設保有漁業協同組合」、「宮城県南部施設保有漁業協同組合」について、設立諸手続きについて全面的に支援いたしました。

その後、これら共同事業実施主体が取得する漁船等の設備向け資金対応について万全を期するとともに、共同事業実施主体の事務的事項（経理、総務、資産管理等）についても十分なサポートを行い、地域の漁業の復興が円滑に進むよう取り組んでまいりました。

また、『『激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律』に基づく災害復旧事業』を活用した漁業者のかき、のり、わかめ、ほたて等の生産養殖施設復旧・資材調達支援（被害調査書類等の策定支援、設備資材の調達・提供）などにも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、かきやほたて等育成に数年程度要するものに対しては、早期再開に当面必要な経費（施設等借上費、養殖作業費、資材費等）の助成が受けられる、「漁業・養殖業復興支援事業³⁾」制度を活用し、漁業者が必要経費の助成を受けられるよう、当組合が事業主体となり、組合員の支援を行いました。

また、これらの支援策活用等に伴い発生した資金需要等に対しては、当組合も必要な資金供給等を行ってまいりました。

今後についても、公的支援等を活用した組合員の漁業再開をサポートしてまいります。

2 【共同利用漁船等復旧支援対策事業】

漁船等に被害を受けた漁業者のために漁業協同組合等が行う漁船の建造、中古船の導入、定置網等漁具の導入に対して支援する国の補助事業です。

3 【漁業・養殖業復興支援事業】

地域で策定した漁業・養殖業復興計画に基づき、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁業協同組合等に対し、必要な経費を支援する国の補助事業です。

(b) その他被災地域の復興に資する取組み

震災直後においては、「漁場生産力回復支援事業⁴」を活用した、組合員に対する就労機会を提供し、地域住民である漁業者の生活再建サポートに取り組みました。

その他、震災直後から共済業務では、全国共済水産業協同組合連合会と連携し組合員の被災による死亡・家屋の損壊等の被害状況を把握し、震災発生以降これまでに普通厚生共済（チョコー）318件 2,601百万円、生活総合共済（くらし）3,539件 6,838百万円の共済金の支払対応を実施しており、現在も継続して対応いたしております。

あわせて、指導部門においては、それぞれの被害調査を踏まえ、早期の共済金・保険金の支払いに向けて、宮城県漁業共済組合や宮城県漁船保険組合の取組みを支援いたしました。

また、経済事業部門においては、できるだけ早く多くの組合員・利用者の生活不安を解消するために、平成23年3月から松島支所GS等におけるガソリンの緊急供給（19回、合計100KL）を実施するなど、被災漁業者等の全般的な生活支援も実施いたしました。

c 金融面の対策

(a) 基本方針

被災した漁業者等に対しては、前述の体制により、組合員・利用者からの声に丁寧に耳を傾け、被災状況、事業再開に向けた意向、経営課題、ニーズの把握を的確に行うこととしております。この中で把握した金融面のニーズについては、次に掲げる具体的な支援策の中から、組合員・利用者の状況に応じた最適な金融面での支援策を適時・適切に提案するなど、これまで以上にきめ細かに対応してまいりました。

(b) 既往債務の対策

当組合では、東日本大震災の影響を受けている組合員・利用者からの既存融資の返済猶予を受け付けた案件については、組合員・利用者の状況に応じて、既往債務の償還条件緩和や期限延長対応を進めてまいりました。

今後漁業者をはじめとする事業者に対しては、一時的な収益悪化により返済が滞っている場合等は、貸出条件変更（条件緩和）を提案するとともに、無利子や低利で対応可能な資金等も積極的に提案してま

4 【漁場生産力回復支援事業】

藻場や磯根資源が喪失したことにより著しく低下した漁場の生産力の回復を図るための漁業者グループが行う漂流物の回収等の取組を支援する国の補助事業です。

いました。

具体的には、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」や宮城県における災害対策資金である「東日本大震災水産業災害対策資金」のほか、漁業信用基金協会と連携しつつ、「漁業経営維持安定資金」、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」等も積極的に活用し、原則、無担保・無保証人で対応可能な貸付への既往債務の借換を推進いたしました。

また、事業の復旧等の際し、二重債務問題への対応が必要であると判断される場合は、宮城県産業復興機構や(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用を含めた既往債務の償還にかかる相談対応を行ってまいりました。

大口の事業資金対応先に対しては、東日本大震災による影響度に応じて、経営改善計画の作成や見直しの支援を行い、進捗状況のフォローアップを行ってまいりました。

また、生活資金（小口ローン）を利用する組合員・利用者についても、期限延長等の条件変更要請を受けた場合には、最長 3 年間の元金据置きや最終期限の延長対応に取り組みました。

一方で、事業継続に向けた事業者の意思や被災状況、今後の収支見込等を勘案し、事業の復旧が困難と見込まれる先については、弁護士や税理士等専門家と連携した債務整理等を行ってまいりました。

加えて、個人版私的整理ガイドラインにかかる相談体制を整備（担当者及び相談受付窓口の指定等）するほか、内部研修会の開催や弁護士等の外部専門家との連携等を通じて、より一層迅速かつ丁寧な対応ができるように取り組んでまいりました。

今後についても、これまでと同様、組合員・利用者の状況等を勘案し最適な対応を行ってまいります。

（c）新規需資への対応

ア 基本的な考え

当組合では、復興に向けた資金需要等について、全組合員を対象とした面談調査を実施して把握したニーズ等に基づき、水産庁、宮城県、市町、宮城県漁業信用基金協会、日本政策金融公庫、住宅金融支援機構や全国漁業協同組合連合会、農林中金等の関係機関と連携し、低利・無利子資金等の提供を行ってまいります。

イ 水産業者等への対応

漁業再開に向けた新規需資把握に向けて、当組合では平成 23 年 4 月と平成 23 年 8 月の 2 度にわたり 10,000 余人の組合員原則全員を対象とした面談調査・営漁計画調査ならびに平成 24 年度から毎年実施している組合員復旧状況調査の結果等を踏まえ、組合員の状況に応じた最適な提案・実践を適時・適切に行ってまいりました。

具体的には、県内漁業者が共同化の事業主体として設立した漁業生産組合、「宮城県北部施設保有漁業協同組合」、「宮城県中部施設保有漁業協同組合」、「宮城県南部施設保有漁業協同組合」が取得する共同利用施設向けの設備資金需要や、激甚災害制度に基づく組合員等への復興資金需要等に対して適切に対応すべく、県・市町・宮城県漁業信用基金協会・日本政策金融公庫・農林中金等の関係機関と連携し、次のような対策を行ってまいりました。

<宮城県漁業信用基金協会と連携した緊急保証対策の活用>

宮城県漁業信用基金協会と連携し、「東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金」等の緊急保証対策を活用し、漁業者等の設備資金や中長期運転資金を積極的に対応してまいりました。

<国・県の利子補給等による無利子の漁業近代化資金の活用>

組合員が「共同利用漁船等復旧支援対策事業」等の国の補助事業を活用して調達する漁船や漁具等の融資について、各施設保有漁業協同組合等と連携しつつ、積極的に対応を進めてまいりました。

<東日本大震災水産業災害対策資金の活用>

県、市町、農林中央金庫、当組合等の利子補給等により無利子化している東日本大震災水産業災害対策資金を、組合員の養殖施設の購入資金等として、積極的に対応してまいりました。

<その他の制度融資等の活用>

その他、組合員・利用者の状況等に応じて、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」や各種制度資金の積極的な提案を行ってまいりました。

＜想定されるニーズへの対応＞

資金種類	想定されるニーズ	公的制度	J F
漁業資金等 事業資金	・事業再開，再建したい ・設備機械等を復旧，取得したい ・新規事業に着手したい	・ <u>漁業近代化資金</u> ・ <u>水産業災害対策資金</u> ・ <u>農林漁業セーフティネット資金</u>	・漁業近代化関連資金 ・ <u>東日本大震災・漁業者等緊急保証対策事業資金</u>
	・旧債務を借換したい	・ <u>漁業経営維持安定資金</u>	
	・種苗等を購入したい	・ <u>漁業近代化資金</u>	・マリン・スポットローン
住宅ローン 等生活資金	・住宅を新築したい ・住宅を修理，補強したい	・ <u>災害復興住宅融資</u>	・J F住宅ローン
	・教育資金を確保したい	・日本政策金融公庫国民生活事業教育資金貸付	・J F漁協ローン

※下線を引いた資金は災害対応資金または災害特例対応可能な資金

d 人材育成と活用

当組合では，漁業者をはじめとする組合員・利用者からの相談に的確に対応し，様々なニーズに対応できる十分な金融・各種事業の知識をもった人材の育成を図るため，漁業融資・住宅ローン等の融資業務や相続等の相談業務を中心に研修受講及び資格取得の奨励等を行ってまいりました。

今後，漁業については，被災された漁業者等の漁業再開に向けた資金需要増や国の補助事業活用に伴う漁業者のグループ化への取組み進展し，漁業者等から経営相談・資金サポートのニーズ増が見込まれることから，漁業融資について専門的な知識を有し，様々なニーズに対応できる職員を養成すべく，漁業金融相談員を1名から4名に増員し，全国段階の漁業金融相談員向け研修会へ参加をさせるとともに，後述の研修受講及び資格取得の奨励のさらなる推進とあわせ，漁業者の漁業再開に向けた復旧支援，経営指導等に取り組んでまいりました。

また，融資担当者等に対しては，貸出法務等の内部研修会の開催や，協同セミナー通信研修の受講奨励等により，「漁業経営維持安定資金」等を活用した漁業者の経営改善等に，より一層適切に対応していけるよう，人材の育成に努めてまいりました。

今後についても，これまでと同様，人材育成を進めてまいります。

＜受講奨励する研修＞

通信研修	集合研修
貯金コース	貸出法務基礎研修
為替・決済コース	ローン推進基礎研修
融資コース	貸出管理回収事務研修

(6) その他当組合が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

次に掲げる地域経済の活性化に資する方策の実践に努めつつ、組合員・利用者からのニーズを的確に把握し、信用供与の円滑化を図ってまいりました。

a 創業又は新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当組合では、東日本大震災による被害を乗り越え、地域漁業の活性化を図っていくうえでは、今まで以上に漁業に取り組む就業者の育成及び定着支援が必要との認識から、当組合は指導事業部門、経済事業部門、復興対策部門、漁業金融相談員等が連携し、事業承継や新規就業に向けた相談体制の整備等の取組みを行ってまいりました。

具体的には、組合員・利用者の個別事情や復興状況等を勘案しつつ、次のとおり支援してまいりました。

(a) 新規就業に対する支援

ア 基本的な考え

東日本大震災による被害で後継者不足となった組合員等の事業承継や、漁業への新規就業や新規就業者の定着支援を進めるため、水産庁の「水産復興マスタープラン」等に基づき設立する漁業者グループ等への加入を推進する等、地域一体となった支援体制の構築に向けて取り組んでまいりました。

今後についても、新規就業者への支援を継続してまいります。

イ 就業準備段階での支援内容

多額の初期投資を負担することなく、自立可能な漁業・養殖技術を身につけられるよう、当組合が設立支援をした漁業生産組合や漁業者グループ等への加入推進に取組み、情報交換や技術指導等が可

能となるよう、機会提供を進めてまいりました。

また、当組合が配置する漁業生産指導員 3 名や各支所の青年部等と連携しつつ、漁業生産向上に向けた勉強会等を開催したほか、国の 3 次補正で措置された「漁業復興担い手確保支援事業⁵」等行政の支援も活用した担い手対策もあわせて実施してまいりました。

ウ 就業段階での支援内容

初期投資にかかる設備資金や、漁業継続に必要な資金ニーズ等が発生した場合には、新規就業者向け低利融資（県単融資）や各種制度資金などを紹介してまいりました。また、就業後の営漁にかかる相談や、経営に関する相談にも継続的に適切に対応してまいりました。

(b) 宮城県水産物のブランド回復等に向けた取組み

東日本大震災の被害を受けた宮城県水産物については、出荷量が減少しておりますが、当組合としては、(5) b(a)「漁業の早期復興に向けた取組み」に記載した、早期漁業復興に向けた取組みを通じて生産力の回復に取り組んでまいりました。この中で、東京電力福島原発事故による放射能被害に伴う風評被害等のリスク軽減に向けて、県等との連携のうえ外部検査機関による定期的な放射能検査を実施する等、さらなる検査体制の充実等を通じた安心・安全な水産物の提供、流通業者や小売店等と連携した水産物の付加価値向上に向けた取組み、商談会等への積極的な参画等を通じて販路拡大に取組み、宮城県水産物ブランドの更なる知名度や信頼性の向上にも努めてまいりました。

主要養殖品目を中心に震災発生以降これまでに 8,900 回以上にのぼる検査を実施し、逐次当組合のホームページにその結果を公表してきたほか、販売促進を目的とした無料試食会や小売店の店頭等での PR 等のイベントについても、これまでに 100 回以上実施し、販路回復および風評被害の払拭に努めてまいりました。

そのほか、新たな流通チャネルの構築に向けた県産の殻付き牡蠣のブランド化にかかる取組みとして、殻付き牡蠣のブランディングプロジェクトとして、飲料メーカー、公益社団法人および県等による支援および協力も得つつ首都圏での牡蠣小屋「宮城牡蠣の家」へ県産殻付き牡蠣を供給したほか、生産者と買付者がインターネットを介して取

5 【漁業復興担い手確保支援事業】

漁業技術の円滑な継承や漁業の担い手を確保するため、漁家子弟の就業や、若青年漁業者による他の経営体の漁船等での技術習得にかかる研修等を支援する国の補助事業です。

引を行う予約取引市場「おらほのカキ市場」の運営も行ってまいりました。

今後についても、販売事業強化策の検討・実践として、経営コンサルタントの提案等を踏まえつつ、殻付き牡蠣のみならず銀ざけおよびほやのブランド化等についても対応を進める等、県産水産物の消費拡大に向け不断に取り組んでまいります。

b 経営に関する相談その他の利用者に対する支援にかかる機能の強化のための方策

漁業者等からの経営に関する相談に積極的に応えるため、復興対策室が中心となり、平成 23 年 4 月と平成 23 年 8 月の 2 度にわたり 10,000 余人の組合員原則全員を対象とした面談調査を実施し、漁業継続意思の有無について把握いたしました。その中で漁業継続の意思がある組合員に対しては指導部を中心とした各部が連携し、営漁にかかる計画の策定支援を実施。漁業継続のためのコンサルティングを行うとともに、組合員の設備投資ニーズ等を把握し、当該ニーズを踏まえて組合員等の状況に応じて資金対応を行ってまいりました。

また、事業本部制への移行により、各事業本部へ人員を集中しスタッフ機能を強化するとともに専門性を高めた人材を総合支所単位で配置することで各分野における経営相談に応える体制を強化いたしました。

また、信用事業部門と経済事業部門との連携を深めるため、連絡会議等を定期的で開催すること等により、設備・資材購入ニーズや運転資金の情報を共有し、タイムリーな資金対応ができる体制を構築し組合員・利用者のニーズに応えます。また、これら把握した情報をもとに具体的な支援企画や行政と連携した取組みの強化を行ってまいりました。

今後についても、これまでと同様、本所・総合支所・支所等が連携し支援を行うほか、必要に応じて個別訪問および漁業継続のためのコンサルティング等についても行ってまいります。

c 早期の事業再生に資する方策

当組合管内の漁業は、全域にわたって震災による被害が甚大であったことから、大多数の組合員・利用者が早期の事業再生・再開にかかる取組みを迫られておりました。

こうした状況下、地域の漁業全体の復興の枠組みに沿って、当組合と組合員・利用者が一体となって復興に取り組んでいくことが、地域漁業とともに個別の組合員・利用者の再生に貢献するとの考えから、当組合

として地域漁業の復興・復旧に向けた枠組み全体の取組みを推進するとともに、個別の組合員に対する漁業再開に向けた取組みを支援してまいりました。

具体的な個別の組合員の漁業再開に向けた取組み支援としては、(5) b(a)「漁業の早期復興に向けた取組み」記載のとおり、個別の組合員・利用者に対し営漁計画策定支援、漁業継続のためのコンサルティングや設備投資ニーズの把握を行うとともに、共同利用事業への参加促進や、養殖業者に対する公的支援活用促進等を行ってまいりました。その中で必要となる資金面のニーズに対しては、個別事情を十分に勘案のうえ、個別の組合員の状況に合わせた適切な対応を実施してまいりました。

d 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

地域における漁業や地域社会を維持していくうえでは、後継者を確保し、事業を円滑に承継することが必要であります。当組合では漁家子弟の漁業就業支援を実施するため、当組合員が主導している各魚種別の部会への加入を推進し、情報交換や技術指導等の提供を行うとともに、国の3次補正で措置された「漁業復興担い手確保支援事業」等の行政支援を活用した担い手対策もあわせて実施してまいりました。

今後についても、組合員の事業承継にかかる支援を継続してまいります。

e 地域や利用者に対する積極的な情報発信

当組合は、経営状況等についてディスクロージャー誌等により適切に開示するとともに、宮城県内の漁業の動向や地域のイベント案内等についても、組合員会報誌「海と共に」やホームページ等を通じて継続的に情報発信してまいりました。

今後も、組合員・利用者からの信頼を高めるため、漁業をはじめとする地域経済復興への支援策等も含めて、これらの取組み等を継続してまいります。

5 指定支援法人による優先出資の引受け等に係る事項

(1) 社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会による優先出資の引受け等を求めた額及びその内容・金額及び条件

1 種類	社債型非累積的永久優先出資
2 申込期限 (払込日)	平成 24 年 3 月 23 日 (金)
3 発行価格 非資本組入額	1 口につき 1,000 円 (額面金額 1 口 1,000 円) —
4 発行総額	6,680 百万円
5 発行口数	6,680 千口
6 配当率	0.32% (平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算とする。)
7 累積条項	非累積的
8 参加事項	非参加
9 残余財産の 配分	<p>当組合の残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。</p> <p>① 優先出資者に対して、下記⑤の定める支払順位に従い、優先出資の額面金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する。</p> <p>② 優先出資者に対して、下記⑤の定める支払順位に従い、優先出資の発行価額から額面金額を控除した金額に発行済み優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する (当該優先出資が額面金額を超えて発行された場合に限る。)</p> <p>③ ①②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済み出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。</p> <p>④ この組合の残余財産の額が、①②の規定により算定された優先出資者に対して支払うべき金額に満たないときは、優先出資者に対して、下記⑤の定める支払順位に従い、当該残余財産の額をその口数に応じて分配するものとする。</p>

	⑤ 平成 18 年 3 月 30 日発行非累積的永久優先出資及び今回の優先出資に係る優先的配当及び残余財産の分配の支払順位は、いずれも同順位とする。
--	--

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

a 必要資本額の根拠

平成 23 年 3 月期の当組合の連結自己資本比率は 7.46%、単体自己資本比率は 7.30%と、健全性の面での懸念はないものと認識しておりました。

しかしながら、東日本大震災により、当組合自身も店舗・施設等に甚大な被害が発生したほか、組合員・利用者の事業・生活基盤に大きな被害が及んでいるなど、当組合信用事業にかかる経営基盤が著しい影響を受け、財務の状況を確認に見通すことが困難となりました。

地域の復旧・復興に向けて、被災地の漁業協同組合である当組合に期待されている役割と責任は極めて重大であり、当組合はそれらを果たすため、なお一層の努力が必要であると認識しておりました。

具体的には、高い健全性に支えられた強固な財務基盤を背景に安定的かつ円滑な資金供給を続けることであり、一方では、地域経済の一日も早い復旧・復興と活性化に向けて、今回の信用事業強化計画を着実に実践し、金融支援を含めた復興支援策に全力で取り組むことであります。

こうしたことから、財務基盤の健全性を確保し、当組合管内の震災復興に向けて組合員・利用者への円滑な資金供給機能を果たしていくためには、予防的に自己資本を増強することが必要と判断し、現在把握できている 86 億円の被災者への債権等について、現時点の保全状況を踏まえ、潜在的なリスクが将来的に顕在化したとしても、十分な自己資本額を確保できるようにするとの考え方にに基づき、6,680 百万円の優先出資を発行し、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に引受けを要請したものであります。

b 当該自己資本の活用方針

今回の資本増強により、東日本大震災からの復興需要に十分耐えうる強固な財務基盤を備えることから、金融仲介機能の発揮による組合員・利用者に対する信用供与の円滑化や各種サービスの向上に持続的に取り組んでまいります。

6 剰余金の処分の方針

当組合は、漁業協同組合として、組合員から出資を受け入れ、生じた剰余金につきましては、水産業協同組合法等の定めるところにより、可能な範囲内において内部留保の充実に努めるとともに、安定した出資金配当を維持することを基本方針としております。

平成 24 年 3 月に社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会を引受先とする優先出資を発行いたしました。平成 25 年 3 月期および平成 26 年 3 月期の 2 ヶ年度については、震災復興に伴う経費の増加ならびに信用コストの上昇等から、配当可能利益を確保するには至らず、大変遺憾ながら、優先出資および普通出資ともに無配という結果でありました。

平成 27 年 3 月期決算では、繰越欠損金が解消するとともに配当可能利益も確保できたことから、優先出資については法令等の定めに基づき配当をさせていただきました。あわせて、農林年金の制度完了に伴う一括費用処理を想定した目的積立金 100 百万円を任意積立金とさせていただきました。

平成 28 年 3 月期決算以降についても、前期同様の剰余金処分とする方針であります。

7 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理体制

当組合は漁業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成する総代会で選任された経営管理委員で構成する「経営管理委員会」が業務の基本方針など業務執行に関する重要な事項について組合の意思を決定いたします。経営管理委員会で選任された理事で構成する「理事会」では経営管理委員会の決定のもとで業務執行に関する意思決定を行います。また、総代会で選任された監事が、理事会の決定や理事の業務執行について監査を行っております。

また、信用事業については専任の担当理事を置くとともに、常勤監事、員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っております。

平成 25 年度から事業本部制に移行いたしました。組織・経営体制等にかかる今日的な視点からの見直しを図ることを目的として、必要に応じて「組織経営改善検討委員会」を設置することとしており、組織・経営基盤の高度化に向けた不断の取り組みを実施いたします。

信用事業強化計画及び事業・収支等にかかる計画の実施状況については、理事が把握、管理できるよう、指導総務本部が進捗管理の責任部門となり、毎月理事会に報告する体制を整備いたしました。また、経営管理委員会に対しても原則毎月報告する体制を整備いたしました。

今後についても、引き続きこの枠組みによる経営管理を実施してまいります。

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制

当組合では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査室」を設置しております。内部監査は組合の経営全般にわたる管理及び各事業部門の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて、業務運営の適切性の維持・改善に資することをその使命としております。

また、内部監査は組合の本所・総合支所・支所・出張所及び信用事業取次店の全てを対象とし、被監査部門のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・深度等を決定し、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めております。内部監査は毎年度策定する監査計画に基づき実施し、監査結果は理事長及び監事に報告のうえ、理事会及び経営管理委員会に報告しています。監査指摘及び必要とする改善事項は理事長により被監査部門に通知し、改善状況等の回答を受け、定期的に改善取組状況をフォローアップしてまいります。

今後についても、これまでと同様、業務執行にかかる適切性の維持・確保の観点から的確に監査を実施してまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況ならびにこれらに対する今後の方針

a リスク管理体制

組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信用秩序の維持と信頼性を高めていくこ

とが重要との認識のもと、有効なリスク管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。

また、審査体制につきましては、上記の体系に基づき、融資部門、余裕金運用部門から独立した管理部門が二次審査を実施し、与信先の経営状況や資金使途等の把握、余裕金運用管理など厳密な審査を行い、審査にかかる牽制機能を確保し、資産の健全性維持・向上に努めております。

今後についても、現行の管理体制により、資産の健全性確保に努めてまいります。

b 信用リスク管理

(a) 信用リスク管理態勢の現状

当組合では、各業務規程類に基づき日常の業務を行うとともに、貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、貸出審査に際しては「与信審査マニュアル」に基づき貸出先の信用力、事業内容及び成長性等を十分に審査し、信用リスク管理を徹底するとともに、資産の自己査定に際しては「資産自己査定実施要領」及び同マニュアルに基づき適正に資産査定を行っております。

(b) 東日本大震災の影響の取扱い

平成 23 年 3 月期決算では、東日本大震災により多くの融資取引先について、実態把握や担保物件の確認等が一時的に困難な状況となっていたため、当組合は期末日までに把握している情報に基づき資産自己査定を行い、東日本大震災関連の貸倒引当金を計上いたしました。

平成 24 年 3 月期決算においては、東日本大震災後に進めてきた融資取引先の実態把握や担保物件の確認作業の結果に、今後の震災の影響等も加味したうえで、適切に資産自己査定を行い、東日本大震災関連では信用事業債権について 531 百万円の繰入、経済事業債権について 212 百万円の戻入となり、総額 2,717 百万円の貸倒引当金を計上いたしました。

組合員・利用者の事業再開・生活再建等の進展に合わせて貸倒引当金の戻入も進み、平成 27 年 3 月期決算における貸倒引当金は総額 1,367 百万円となっております。

(c) 今後の取組み

東日本大震災の影響が中長期に及ぶことが懸念されることから、当組合は、信用リスク軽減に向け、次の取組みを行ってまいります。

ア 不良債権抑制に向けた取組み

当組合は、信用共済部門や経済事業部門などの関係部門が連携して、組合員・利用者への訪問・面談等を徹底し、既往取引先の状況把握に継続的に取組み、早期の情報収集に取り組んでまいります。また、リスク管理部門（総務担当部門）が当組合全体の信用リスク状況等を適切に把握・分析するとともに、本支店融資担当者が中心となって、取引先の状況等に適した再建支援等に取り組む、不良債権の抑制等に取り組んでまいります。

イ 新規融資時のリスク軽減に向けた取組み

これまで取引先の資産や信用力を基準とした融資を行ってまいりましたが、今回の東日本大震災による被害状況を踏まえ、自然災害による毀損リスクを軽減するため、引き続き機関保証付貸出を積極的に活用してまいります。

また今後、復旧・復興に向けた多岐にわたる資金ニーズが発生することが想定されることから、新規融資時には、組合員・利用者の現状やニーズを的確に把握したうえで、返済計画の策定サポートを行うとともに、適時訪問等により、資金対応後の状況把握や計画の進捗状況をフォローしてまいります。

ウ 信用リスクの適切な管理

信用事業部門において、月次で東日本大震災の影響を受けた債権の状況を確認し、進捗状況を管理するほか、総務担当部門が被災者への信用供与の状況や信用リスクに関して取りまとめ、月次で開催する実務者会議において、関係部門とも情報共有化を図ってまいります。特に被災者向け債権の管理・回収につきましては、被災者に対する相談機能を適切に発揮し、債務者の状況に応じた適切なサポート策を提供することで、不良債権の抑制・信用リスクの低減等に取り組んでまいります。

また、理事会は被災者への信用供与の状況や信用リスクに関する報告を毎月受け、必要な改善策を指示するなど適切にリスクを把握・管理してまいります。

c 市場リスク管理

(a) 市場リスク管理態勢の現状

当組合においては、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、経営管理委員会に次ぐ意思決定機関として「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に基づく運用会議を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理方針・運営方針の策定、運用状況やリスク管理の状況等について、過大なリスクを負担していないか等、協議することとしております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、市場動向の変化等に応じて管理態勢の改善を図るなど、市場リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

d 流動性リスク管理

(a) 流動性リスク管理態勢の現状

当組合では、不祥事発生や風評被害等による貯金流出時の流動性（資金繰り）リスクへの対応策として、「不祥事対応マニュアル・流動性リスクにかかる管理の手引」を制定し、貯払資金手当を含む対応の徹底を図っております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記対応によるリスクの低減に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

e オペレーショナルリスク・システムリスク管理

(a) オペレーショナルリスク・システムリスク管理態勢の現状

当組合では、各種業務規程に基づく事務を遂行することにより、事務リスクの軽減に努めるとともに、自店監査、内部監査の態勢の充実・強化を図り、事務処理ミス等の早期発見及び事故等の未然防止に努めております。

また、システムリスクについては、漁協系統の集中センターである、

(株)全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、システムの万一の障害や災害時等の対応も含め、コンピュータ・システムの安定稼動と円滑な運用に努めております。

(b) 今後の方針

当組合は、今後も上記の管理態勢に基づく適切なリスク管理に取り組むとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、リスク管理態勢を引き続き徹底してまいります。

f 危機管理への対応

当組合の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、早急に平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っております。また火災・震災等の災害時の対応について、「災害時緊急対策マニュアル」に基づく体制整備を図っております。

以 上